

# 回 覧

令和7年4月24日

各自治会長様

小清水町長 久保 弘志

## 「特設なんでも相談所」の開設について

平素より、人権擁護制度の普及につきまして、ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、6月1日は、昭和24年に人権擁護委員法が施行された日であり、全国の人権擁護委員は、同日を「人権擁護委員の日」として定めております。この「人権擁護委員の日」にあわせて下記のとおり「特設なんでも相談所」を開設します。  
つきましては、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 開設日時 令和7年6月2日（月）午後1時～4時
2. 開催場所 防災拠点型複合庁舎ワタシノ 相談室1
3. 相談員 人権擁護委員 今 城 政 則 氏  
小 倉 千 賀 子 氏  
桑 迫 祥 子 氏
4. 相談内容 子どものいじめの問題や女性・高齢者の人権問題、家庭内の問題など  
秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。
5. 相談料 無料

### 【お問い合わせ先】

釧路地方法務局北見支局 TEL:0157-23-6152  
役場町民生活課住民活動係 TEL:0152-62-4472